

～介護保険制度改正のお知らせ～

平成12年度にスタートした介護保険制度は、介護が必要な状態となったときに、費用の一部を負担するだけで介護サービスを受けることができる制度です。

介護保険料は、3年ごとに見直しされる介護保険事業計画に基づき決定されます。

このたび、第7期幌加内町高齢者福祉・介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）を策定し、第1号被保険者（65歳以上の方）の本町の介護保険料を改定しましたのでお知らせします。

保険料は、介護保険制度を運営していくための大切な財源となるものです。

「みんなで支え合う」という本制度の趣旨にご理解いただき、介護が必要になった時に誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

- 幌加内町の平成30年度～平成32年度の介護保険料の基準額は下記のとおりとなっています。

幌加内町の基準額	56,400円（年額）
----------	-------------

- 「基準額」は所得段階の「第5段階」の額にあたります。
- その「基準額」をもとに、前年度の収入によって1～9段階の保険料に分かれます。

○第7期（平成30～32年度）の段階別介護保険料年額

段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者の方 ・本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方	基準額×0.50 (0.45)	28,200円 (25,380円)
第2段階	・世帯全員が町民税非課税で、本人の前年度の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方		
第3段階	・世帯全員が町民税非課税で、本人の前年度の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.75	42,300円
第4段階	・世帯全員が町民税非課税で、本人の前年度の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.75	42,300円
第5段階	・同世帯で町民税を課税されている方がいて、本人の前年度の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.9	50,760円
第6段階	・同世帯で町民税を課税されている方がいて、本人の前年度の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える方	基準額×1.0 (基準額)	56,400円
第7段階	・本人の前年度の合計所得金額が、120万円未満の方	基準額×1.2	67,680円
第8段階	・本人の前年度の合計所得金額が、120万円以上200万円未満の方	基準額×1.3	73,320円
第9段階	・本人の前年度の合計所得金額が、200万円以上300万円未満の方	基準額×1.5	84,600円
	・本人の前年度の合計所得金額が、300万円以上の方	基準額×1.7	95,880円

()内は軽減後

■ お問い合わせ先 幌加内町保健福祉課介護保険係 TEL 0165-35-3090